【詳細チェック表Ｂ】：住宅の用途が**共同住宅(マンション・アパート)**又は**寄宿舎**の場合 (該当の□欄に✔)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 共同住宅 | 寄宿舎 | 備考 |
| ４ | □３へ**Yes** | 告示第一　手引きp.4,p.5 |  |  |  |
|  | 宿泊室及びその宿泊室から地上(共同住宅の場合は住戸の出口)への廊下等の通路の全部又は一部で、下表の要件に該当する部分には、非常用照明器具を設置しないことができる |  |  |
|  |  | 部分 | 設置しないことができる要件 |  |  | ○ いずれにも該当しない場合は、必要となる安全措置が講じられていないことになります。 |
| 宿泊室、居室□全部　　□一部 | 次の①②又は①③に該当するもの |
| □① 採光上有効な面積が床面積の1/20以上 |
| □② 避難階にあり、屋外への出口までの距離が30ｍ以下 |
| □③ 避難階の直上階(直下階)にあり、屋外の出口又は屋外の階段までの距離が20ｍ以下 |
| □一室当たり床面積３０㎡以下の居室 | □ 宿泊室から地上への廊下等の通路が、採光上有効に外気に開放されているもの |
| 廊下等の通路□全部　　□一部 |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ５ |  | 告示第二第一号　手引きp.6～p.8 |  |  |  |
|  | 次の防火の区画等における措置のうち、いずれかに該当 |  |  |
|  |  | □下表に示す「防火の区画」を設ける |  |  | ○ チェック終了に至らない場合は、必要となる安全措置が講じられていないことになります。 |
|  | 区画する部分 | 区画の方法 |  |
|  | ○ 宿泊室と避難経路の壁 | ○ 準耐火構造の壁で区画(小屋裏・天井裏・強化天井まで到達させること) |  |
|  | ○ 宿泊室と宿泊室の壁のうち、次の部分 |  |
|  | 相接する４以上の宿泊室 | →３室以内ごと |  |
|  | 床面積の合計が100㎡を超える２以上の宿泊室 | →100㎡以内ごと |  |
|  | ○ 給水管・配電管等の区画貫通部分の隙間 | ○ 不燃材料詰め |  |
|  | ○ 換気・暖冷房設備のダクトの区画貫通部分 | ○ 防火ダンパー(SFD)設置 |  |
|  |  |  |  |
| □宿泊室を下表に示す自動消火設備を設置した部分に設ける |
|  | 設置部分の要件（いずれか） | 自動消火設備（いずれか）及び形式 |  |
|  | □ 床面積200㎡以下の階□ 床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁又は防火戸で区画された部分 | □ スプリンクラー設備□ 水噴霧設備□ 泡消火設備□ その他これらに類する設備 | 自動式 |  |
|  |  |  |
| □下表に示す宿泊者使用部分の居室に自動火災報知設備等を設ける |
|  | 宿泊者使用部分の居室の要件（いずれか） | 自動火災報知設備等 |  |
|  | □ 各居室から直接屋外への出口等※１へ避難可能□ 各居室の出口※２から屋外への出口等への距離が８ｍ※３以下で、各居室と主たる廊下・通路とが壁・戸(常時閉鎖等※4)で区画 | ○ 自動火災報知設備又はこれに代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備 |  |
|  | ※１ 屋外への出口、避難上有効なバルコニー又は準耐火構造の壁・防火戸で区画された部分※２ 居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口※３　各居室の壁(床面からの高さ1.2ｍ以下除く)・通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料又はこれに準ずる材料の組合せの場合は、１６ｍ※４　常時閉鎖状態のもの又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するもの |  |
|  | □チェック終了**Yes** |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

告示： 平成２９年１１月２８日国土交通省告示第1109号「非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件」

手引きp.○○： 国土交通省住宅局建築指導課「民泊の安全措置の手引き」掲載ページ